

(別記)

京丹後市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の快適な生活環境を保持するために、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び耳カット施術に要する経費を負担した者に対して、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による雌の卵巢若しくは子宮又は雄の精巢を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (2) 耳カット施術 不妊去勢手術を行った猫であると識別するため獣医師による猫の片方の耳をV字カットする施術をいう。
- (3) 飼い猫 市内において飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (5) 市内在住者 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、補助金の申請日の属する年度の4月1日において満18歳以上の市内在住者又は市内に事務所若しくは事業所を有する団体であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫の販売業を営む者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊去勢手術及び耳カット施術（以下「手術等」という。）を行い、その経費を負担していること。

(2) 次の事項を遵守する意思を有していること。

ア 飼い猫を捕獲することがないように十分な確認を行うこと。

イ 手術等を行った猫については、終生飼養に努めること。

ウ 猫の捕獲、手術等の実施その他の手術等を行った猫に関する一切の事項について責任を負い、問題が生じたときは誠意をもって解決を図ること。

(3) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、手術等を行った猫の手術等に要した経費とする。ただし、他の補助制度等の対象となっている経費は、補助対象経費としない。

2 終生飼養する場合は、耳カット施術を行わないことができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、猫1頭につき5,000円とする。ただし、補助対象経費の額が5,000円を下回る場合は、支払った額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、手術等を行った日から起算して60日を経過した日又は手術を行った日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 京丹後市飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施証明書（別記様式第3号）

(3) 手術等を行った猫の正面を含む全身の写真

(4) 耳カット施術を行ったことが分かる写真（手術前及び手術後）ただし、第4条第2項の規定により耳カット施術を実施しなかった場合は、この限りではない。

(5) 領収書等の写し

(6) 納付等状況調査同意書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象者若しくは補助対象者と同一世帯に属する者又は補助対象者の団体の代表者の市税等（京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）第3条に規定

する市税、同条例第 19 条に規定する延滞金及び同条例第 21 条に規定する督促手数料をいう。) の納付状況を確認し、滞納している場合は補助金の交付対象としないものとする。

(補助金の交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、京丹後市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第 4 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。